

議案第 5 0 号

羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 6 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

精神病床への入院について福祉医療費助成制度の助成の対象とし、また、重度障害者医療の住所地特例を見直すとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「対象者のうち」を「前項の規定にかかわらず」に、「前項の規定にかかわらず、この条例の規定に基づく助成は行わない」を「この条例により医療費の助成を行う対象者とし不在」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

3 国民健康保険法第 116 条の 2 第 1 項に規定する入院等をしたことにより、同項に規定する病院等(大阪府内に所在するものに限る。以下同じ。)の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者(国民健康保険組合に加入している対象者を除く。)に限る。)であって、当該病院等に入院等をした際本市の区域内に住所を有していたと認められるものについては、この条例により医療費の助成を行う対象者とする。ただし、前項各号のいずれかに該当する者又は二以上の病院等に継続して入院等をしている対象者であって、現に入院等をしている病院等(以下「現入院病院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしていた病院等(以下「直前入院病院等」という。)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(以下「特定継続入院等対象者」という。)については、この限りでない。

4 特定継続入院等対象者のうち、次の各号に掲げるものは、この条例により医療費の助成を行う対象者とする。ただし、第 2 項各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 継続して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれに入院等をするによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる対象者であって、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市の区域内に住所を有していたと認められるもの

(2) 継続して入院等をしている二以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をする事(以下「継続入院等」という。)により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下「特定住所変更」をいう。)を行ったと認められる対象者であつて、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際本市の区域内に住所を有していたと認められるもの

第4条第1項中「若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院」を「又は生活療養」に改める。

(羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年羽曳野市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「者は対象としない」を「者については、この条例により医療費の助成を行う対象としない」に改める。

第5条第1項中「(精神病床への入院に係る給付を除く。)」を削る。

(羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成9年羽曳野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「規定による」を「規定にかかわらず」に、「者は、医療費の助成を受けることができない」を「者については、この条例により医療費の助成を行う対象としない」に改める。

第4条第1項中「(精神病床への入院に係る給付を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項に規定する入院等(以下「入院等」という。)をした対象者(新条例第2条第3

項の規定により医療費の助成を行う対象者をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に、入院等をした対象者については、令和3年11月1日から適用する。

- 3 新条例第4条第1項の規定は、施行日以後の医療に係る保険給付について適用し、施行日前の医療に係る保険給付については、なお従前の例による。

(羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第5条第1項の規定は、施行日以後の医療に係る保険給付について適用し、施行日前の医療に係る保険給付については、なお従前の例による。

(羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第3条の規定による改正後の羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定は、施行日以後の医療に係る保険給付について適用し、施行日前の医療に係る保険給付については、なお従前の例による。

新旧対照表

新	旧
<p><u>第 1 条関係</u> 羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 1 省略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例により医療費の助成を行う対象者とし</u>ない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 <u>国民健康保険法第 116 条の 2 第 1 項に規定する入院等をしたことにより、同項に規定する病院等(大阪府内に所在するものに限る。以下同じ。)の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者(国民健康保険組合に加入している対象者を除く。))に限る。)であって、当該病院等に入院等をした際本市の区域内に住所を有していたと認められるものについては、この条例により医療費の助成を行う対象者とする。ただし、前項各号のいずれかに該当する者又は二以上の病院等に継続して入院等をしている対象者であって、現に入院等をしている病院等(以下「現入院病院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしていた病院等(以下「直前入院病院等」という。)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(以下「特定継続入院等対象者」という。)については、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>特定継続入院等対象者のうち、次の各号に掲げるものは、この条例により医療費の助成を行う対象者とする。ただし、第 2 項各号のいずれかに該当する者を除く。</u></p> <p>(1) <u>継続して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれに入院等をする事によりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる対象者であって、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市の区域内に住所を有し</u></p>	<p><u>第 1 条関係</u> 羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 1 省略</p> <p>2 <u>対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定に基づく助成は行</u>わない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設(本市の区域外に所在するものに限る。)又は児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(本市の区域外に所在する障害児入所施設に限る。))に入所したことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者(国民健康保険組合に加入している対象者を除く。))に限る。)であって、当該施設に入所した際に本市の区域内に住所を有していたと認められるものについては、この条例により助成を行う対象者とする。</u></p> <p>4 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設(本市の区域内に所在するものに限る。)又は児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設(本市の区域内に所在する障害児入所施設に限る。))に入所したことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者(国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者(国民健康保険組合に加入している対象者を除</u></p>

ていたと認められるもの

(2) 継続して入院等をしている二以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をする事(以下「継続入院等」という。)により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下「特定住所変更」をいう。)を行ったと認められる対象者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際本市の区域内に住所を有していたと認められるもの

第3条 省略

(助成の範囲)

第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養又は生活療養に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。ただし、対象者が、低所得者その他の規則で定める者に該当する場合には、当該療養に要する費用の額に、食事療養又は生活療養に係る費用(健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する食事療養標準負担額を超える部分に係るものを除く。)の額を加えて、当該助成を行うものとする。

2・3 省略

以下省略

第2条関係

羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

(対象者)

第3条 1 省略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例により

く。)に限る。)であって、当該施設に入所した際に他の市町村(当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものについては、第1項の規定にかかわらず、この条例により助成を行う対象者としな

第3条 省略

(助成の範囲)

第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(以下「助成額」という。)を助成する。ただし、対象者が、低所得者その他の規則で定める者に該当する場合には、当該療養に要する費用の額に、食事療養又は生活療養に係る費用(健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する食事療養標準負担額を超える部分に係るものを除く。)の額を加えて、当該助成を行うものとする。

2・3 省略

以下省略

第2条関係

羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

(対象者)

第3条 1 省略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

医療費の助成を行う対象者としない。

(1)～(4) 省略

第4条 省略

(助成の範囲)

第5条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額(以下「医療費」という。)から規則で定める一部自己負担額を控除した額(入院時食事療養費又は入院時生活療養費について保険給付が行われた場合にあつては、その入院時食事療養費標準負担額又は入院時生活療養費標準負担額のうち食事に係るもの(課税世帯の入院時食事療養費標準負担額を上限とする。))。以下「助成額」という。)を助成する。

2・3 省略

以下省略

第3条関係

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例

(対象者)

第3条 1 省略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例により医療費の助成を行う対象者としない。

(1)～(5) 省略

(助成の範囲)

第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は社会保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則

(1)～(4) 省略

第4条 省略

(助成の範囲)

第5条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付(精神病床への入院に係る給付を除く。)が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額(以下「医療費」という。)から規則で定める一部自己負担額を控除した額(入院時食事療養費又は入院時生活療養費について保険給付が行われた場合にあつては、その入院時食事療養費標準負担額又は入院時生活療養費標準負担額のうち食事に係るもの(課税世帯の入院時食事療養費標準負担額を上限とする。))。以下「助成額」という。)を助成する。

2・3 省略

以下省略

第3条関係

羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例

(対象者)

第3条 1 省略

2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受けることができない。

(1)～(5) 省略

(助成の範囲)

第4条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は社会保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合(精神病床への入院に係る給付を除く。))における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則

で定める一部自己負担額を控除した額(入院時食事療養費について保険給付が行われた場合にあっては、その標準負担額)を助成する。

2・3 省略
以下省略

ち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額(入院時食事療養費について保険給付が行われた場合にあっては、その標準負担額)を助成する。

2・3 省略
以下省略